

# どこまで売買は認められるの？







そのアイス  
欲しいな!





合意

契約成立

売主と買主が**合意**することによって、  
自由に商品を売り買いできることを、法の世界では



## 契約自由の原則

と言います。



買主は欲しいモノが、売主も代金が手に入りますから、  
**どちらにとっても得**になりますね。  
特段の事情がない限り、商品を自由に**お金で売買**できるのです。

ところが



代わりに宿題  
やって!

## 宿題の代行

1000円でして  
あげるわ!

このようにお金で売り買いすることが望ましくない場合があります。

人を不公平に扱ったり、  
そのモノの意味を歪めるなどするからです。  
いつでも売買が認められるわけではないのです。



法によって規制されることがあります

では、どういう場合に **売買** が認められない？

OK!



認められる

NG!



認められない

どっちなの!?

3つの事例を通して考えてみましょう

CASE:01  
友人間での  
チケット売買



## CASE 01 友人間でのチケット売買

オトちゃんは歌手「ウラシマ」さんの大ファン。今回もコンサートに行く気満々です。



でも、チケット  
当選しにくいん  
でしょう？

オトちゃんは友達のモモコさんにも頼んで、コンサートチケットの抽選に申し込みもらいました。



私は行く気  
ないんだけど  
いいの？

## CASE 01 友人間でのチケット売買

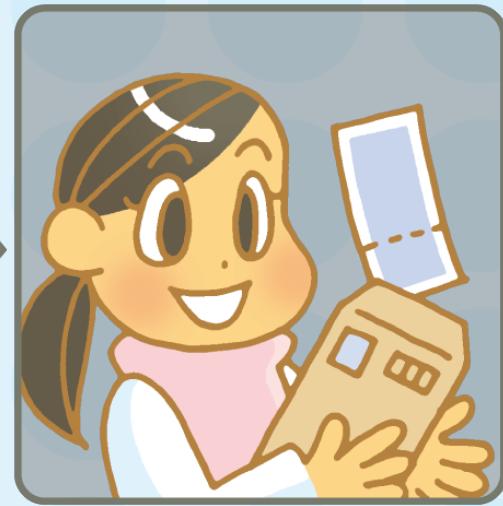
### コンサートチケットの購入方法



01 チケット会社のウェブサイトで申し込みをする。



02 数日後、当選を知らせるメールが来るので、当選を確認し、代金を振り込む。



03 郵送されたチケットを受け取る。

## CASE 01 友人間でのチケット売買

そして抽選の日。オトちゃんは落選しましたが、モモコさんは当選しました。



モモコさんはコンビニへチケットを買いに行き、  
オトちゃんはそれを売ってもらいました。



## CASE 01 友人間でのチケット売買

でも、モモコさんは、何か悪いことをしたような気がして、少し不安になっています。



### 問題:

友人間でチケットを売買することは法的に認められると思いますか？

認められる

認められない

### 班の中で考えてみましょう

それぞれどうしてそう思ったか、その理由を思いつく限り挙げてみましょう。そしてそれぞれの理由を比べたうえで、班として答えをまとめてみよう！

## CASE 01 友人間でのチケット売買

認められる

と考える理由は…



- 買主(オトちゃん)と売主(モモコさん)が**合意**しているから
  - オトちゃんとモモコさんのどちらが買っても、チケットの販売元は**利益を失っていない**から
  - とくに禁止されていない限り、友人の間での**売買は自由**にできるから
- などが挙げられます。

## CASE 01 友人間でのチケット売買

認められない

と考える理由は…



- チケットを欲しがった他のファンに迷惑
  - 「チケットの買主がコンサートの入場者になる」という販売元の想定を壊しているから
  - 友人の間の売買を認めると、他人との売買にまで広まりかねないから
- などが挙げられます。

## CASE 01 友人間でのチケット売買

以上を踏まえて

友人間でチケットを  
売買することは  
法的に認められると  
思いますか？

正解は

原則

認められる

本人確認がなかつたり、チケット販売元がとくに禁止していない限り、**規制はありません**

オトちゃんとモモコさんが合意しているので、**チケット売買が成立します**

自由に売買できることを、**契約自由の原則**と言います

## CASE 01 友人間でのチケット売買



### 注意! 気をつけて!

チケット販売元が**本人確認**をしたり**売買を禁止**したりすることがあるので、よく注意をしましょう。

「**当日は身分証を必ず提示してください**」や「**チケットを他人に譲り渡さないでください**」などのお知らせがある場合があります。



購入者以外には  
入場できない  
という意味なので、  
**たとえ友人の間でも**  
**チケットの売買は**  
**しないこと!**



CASE:02

## コンサート会場前の チケット販売



## CASE 02 コンサート会場前でのチケット販売

オトちゃんとモモコさんは歌手「ウラシマ」さんのコンサートの抽選に申し込みましたが、残念ながら今回は2人とも落選してしまいました。



当日、二人はコンサート会場へ。チケットを売ってくれる業者に会いました。チケットは高額でしたが、オトちゃんは思い切って買うことにしました。



## CASE 02 コンサート会場前でのチケット販売

モモコさんはコンサートをあきらめることにしました。オトちゃんは喜んでいますがモモコさんは、少し不安になっています。



### 問題:

コンサート会場でのチケットの売買は法的に認められると思いますか？

認められる

認められない

### 班の中で考えてみましょう

それぞれどうしてそう思ったか、その理由を思いつく限り挙げてみましょう。そしてそれぞれの理由を比べたうえで、班として答えをまとめてみよう！

## CASE 02 コンサート会場前でのチケット販売

認められる

と考える理由は…



- 買主(オトちゃん)と売主(おじさん)が**合意**をしているから
  - 買主はチケット、売主は代金が手に入るので、  
**どちらにも利益がある**から
  - チケットの販売元も**損をしていない**から
- などが挙げられます。

## CASE 02 コンサート会場前でのチケット販売

認められない

と考える理由は…



- 正規の価格より高くなり、ファンが正規の価格でコンサートを楽しむことができなくなるから
- 友人ではなく不特定の人に転売しているから
- 転売はコンサートの主旨(ファンとの交流)を歪めてしまうから
- 正規ルート以外でチケットの売買が広まってしまうたとえば反社会的な組織の収入源になるかもしれないから。

などが挙げられます。

## CASE 02 コンサート会場前でのチケット販売

以上を踏まえて

コンサート会場での  
チケットの売買は  
法的に認められると  
思いますか？



正解は

認められない

---

営利目的で不特定の多数の人たちにチケットを販売することは法的に規制されています

---

営利目的で不特定多数に販売することをダフ屋行為といいます

---

ダフ屋行為は各都道府県の迷惑行為防止条例で禁止されています

## CASE 02 コンサート会場前でのチケット販売

### 岡山県迷惑行為防止条例の場合

第9条 何人も…入場券、観覧券その他公共の娯楽施設を利用しうる権利を証する物…を不特定の者に転売するため…公衆に発売する場所において買…てはならない。

2 何人も、転売する目的で得た乗車券等を、公共の場所において、不特定の者に売…てはならない。



## 50万円以下の罰金

(何度も繰り返すと6か月以下の懲役または50万円以下の罰金を課される)

## CASE 02 コンサート会場前でのチケット販売



### 注意! 気をつけて!

コンサート会場で他人に売るだけの目的でチケット  
を扱っている人から**買わないようにしましょう**

ダフ屋はチケットを不当な  
価格で売って暴利を得てお  
り、正規の価格でコンサー  
トを楽しむファンの権利を  
侵害しているからです。

いくらコンサート  
に行きたくても、  
チケットを買って  
ダフ屋行為に手を  
貸さないようにし  
ましょう。



CASE: 03

# ネットオークション でのチケットの 売買



## CASE 03 インターネットでのチケット売買

オトちゃんとモモコさんは、またもや「ウラシマ」さんのコンサートの抽選に申し込みましたが、今回も2人とも落選してしまいました。



あきらめきれないオトちゃんは、インターネットオークションでチケットを発見。さっそく入札しましたが、入札価格はどんどん上がって行きます。



## CASE 03 インターネットでのチケット売買

### ネットオークションでのコンサートチケットの購入方法



**01** 欲しいものに自分が希望をする金額をつけて出品者に申し込みをする。



**02** 他の希望者が次々と値段を吊り上げ、期限内に一番高い金額を付けた人が落札。



**03** 落札者は銀行などを通して出品者に支払い、落札したものを持ってもらう。

## CASE 03 インターネットでのチケット売買

オトちゃんはとうとう驚くべき高額でチケットを落札しました。大喜びのオトちゃんを横目に、モモコさんは今回も疑問を感じています。



### 問題:

ネットオークションでのチケット売買は法的に認められると思いますか？

認められる

認められない

### 班の中で考えてみましょう

それぞれどうしてそう思ったか、その理由を思いつく限り挙げてみましょう。そしてそれぞれの理由を比べたうえで、班として答えをまとめてみよう！

## CASE 03 インターネットでのチケット売買

認められる

と考える理由は…



- 買主(オトちゃん)と売主(出品者)が合意しているから
  - コンサートに行けない人がチケットを売り渡し、行きたい人が入手できて、無駄なくどちらにも利益になるから
  - 誰が買っても、チケット販売元は利益を失わないから
- などが挙げられます。

## CASE 03 インターネットでのチケット売買

認められない

と考える理由は…



- ダフ屋と同じように**不特定の人**に販売する行為だから
  - 正規の値段より高くなると、お金に余裕がないファンが買えなくなり**不公平**だから
  - 営利目的になると、**コンサートの主旨(ファンとの交流)**を歪めてしまうから
- などが挙げられます。

## CASE 03 インターネットでのチケット売買

以上を踏まえて

ネットオークション  
でのチケット売買は  
法的に認められると  
思いますか？

→ 正解は

原則

認められる

営利目的ではなく、オークションに出品している限りでは、とくに法的な規制はありません

買主(オトちゃん)と売主(出品者)の間で合意があり、チケットの代金支払いと引き渡しが  
行われていれば、チケット売買は成立します

現在、営利目的でない限り、原則法的には問題ありません。

## CASE 03 インターネットでのチケット売買



注意! 気をつけて!

ただしオークションでも営利目的の  
転売行為となると規制されます。

2016年9月14日に、  
「嵐」のコンサートチケ  
ットを転売したとして、  
古物営業法違反(無許  
可営業)の疑いで、逮捕  
される人がいました。



この人は、古物(チケット)  
を販売するという営業を行ったと判断されて、  
そのような営業の許可を受けていなかったとして逮捕されたのです。



## CASE 03 インターネットでのチケット売買

2016年8月末に、音楽業界4団体と多くの国内アーティストたちが「チケット高額転売取引問題の防止」を求める共同声明を発表しました。

「正規価格でチケットを買えない」  
「転売されたチケットで入場できない」  
などトラブルも増えています。

ネットオークションは営利目的の業者なのか  
どうかについて十分気を付けましょう。

【まとめ】

どこまで  
売買は認められるの？



## まとめ：友人間でのチケット売買

原則

認められる

本人確認がなかつたり、チケット販売元がとくに禁止していない限り、  
**規制はありません**

オトちゃんとモモコさんが合意しているので、**チケット売買が成立**します



チケット販売元が本人確認をしたり売買を禁止したりすることがあるので  
**よく注意をしましょう**

## まとめ：コンサート会場前のチケット売買

認められない

営利目的で購入したチケットを不特定多数に販売することを  
**ダフ屋行為**といいます

現在は各都道府県の**迷惑行為防止条例**でダフ屋行為は禁止されています



コンサート会場で営利目的でチケットを扱っている人から  
**買わないようにしましょう**

## まとめ：ネットオークションでのチケット売買

原則

認められる

営利目的ではなく、オークションに出品している限りでは、  
とくに法的な規制はありません。

買主と売主の間で合意があり、代金支払いと引き渡しが行われていれば、  
**チケット売買は成立します**



ネットオークションでも営利目的の業者は規制されることがあるので、  
営利目的かどうか、**十分気を付けましょう**

## まとめ：財やサービスの売買

認められる

認められない

**契約自由の原則**

売主と買主との間の合意

**効率性・利益**

一番欲しい人が入手

皆が得して満足



**不公平・不平等**

皆を等しく扱っていない

貧しい人が買えない

**目的・主旨に反する**

売買によって対象物の意味が  
歪められる

売買にふさわしくない

# ピコまで売買は 認められるの？

